

災害で自動車に被害を受けた方へ (自動車税の災害減免制度)

災害により自動車に被害を受けた方については自動車の修理費用を支払った場合で一定の要件を満たすと、自動車税の軽減が受けられます。

被災した自動車の修理費用として、その自動車の自動車税の年額を上回る金額を支出した場合、その年の自動車税を納付する前であれば、自動車税の一部が減免されます。(被災の時点で納期限を迎えていない場合に限りです。)

① 要件

- 修理費用（保険金等により賄われた金額は対象外です。以下同じ。）として、自動車税の年額を上回る金額を支出していること
- その年の自動車税を納付していないこと
- 被災の時点で自動車税の納期限が到来していないこと

② 減免額

- 修理費用が自動車税の年額の2倍を超えるときは、自動車税の年額の2分の1
- 修理費用が自動車税の年額を超え、2倍以下であるときは、自動車税の年額の4分の1

③ 手続

災害の止んだ日から1月以内又は自動車税の納期限のいずれか早い日に、申請書に被災証明書と修理費用の金額が分かる書類を添付して、総合県税事務所へ提出してください。

申請先・お問い合わせ先

総合県税事務所課税部 課税第四課

☎018-860-3339